

# 告示

## 埼玉県告示第百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、大里用土地利用改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年三月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任		
職名	氏名	住所
理事	小沼浩之	埼玉県熊谷市下増田七十九番地
同	中田安雄	同 久保島千六百五十八番地二
同	富田彰男	同 小島三百七十六番地
同	夏目亮一	同 池上四百八十二番地
同	水野明	同 御正新田千百三十七番地五
同	石平伸一	同 村岡千七百六十七番地一
同	田口英樹	行田市大字持田五千八百四十六番地
同	杉田茂実	熊谷市小江川八百九十四番地
監事	三浦実	同 奈良新田五百七十四番地一
同	江守敏雄	同 上中条千二百三十二番地
同	久保勝	同 佐谷田三百五十九番地二
同	棚澤弘次	行田市大字下池守五百八十九番地一
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	塩原武夫	埼玉県熊谷市上奈良六百七十九番地一
同	中田安雄	同 久保島千六百五十八番地二
同	富田彰男	同 小島三百七十六番地
同	夏目亮一	同 池上四百八十二番地
同	水野明	同 御正新田千百三十七番地五
同	久保田修司	同 万吉二千二百二十七番地
同	田口英樹	行田市大字持田五千八百四十六番地
同	小沼浩之	熊谷市下増田七十九番地
同	久保勝	同 佐谷田三百五十九番地二
同	棚澤弘次	行田市大字下池守五百八十九番地一